

香芝市の特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年11月30日

香芝市長 梅田善久

香芝市条例第16号

香芝市の特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 香芝市の特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例（昭和32年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「、「100分の160」を「、「100分の150」に、「100分の175」を「100分の165」に改める。

第2条 香芝市の特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条ただし書中「100分の140」を「100分の125」に、「100分の160」を「100分の145」に改める。

附 則

この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

香芝市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年11月30日

香芝市長 梅田善久

香芝市条例第17号

香芝市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(香芝市の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 香芝市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第32号)の一部を次のように改正する。

第8条第1項を次のように改める。

住居手当は、自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、月額12,000円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(市が設置する公舎を貸与され、使用料を支払っている職員その他市長が規則で定める職員を除く。)に支給する。

第8条第2項各号列記以外の部分中「掲げる額」の次に「(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)」を加え、同項各号を次のように改める。

- (1) 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
- (2) 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1(その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額

第15条第2項中「100分の160」を「100分の150」に改め、同条第3項中「100分の160」を「100分の150」に、「100分の85」を「100分の80」に改める。

第16条第2項第1号中「100分の75」を「100分の70」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条、第3条の2、第4条、第15条関係）

給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員以 外の職 員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,700
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	416,200
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,700
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	421,200
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,600	423,500
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	379,200	425,900
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,800	428,300
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	384,400	430,700
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	387,000	433,000
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,700	435,300
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	392,400	437,600
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	395,100	439,800
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,700	442,000
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	400,000	444,000
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	402,400	446,000
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,800	448,000
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,700	407,100	450,000
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,700	409,200	451,800
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,700	411,300	453,600
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,700	413,400	455,400
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,800	415,500	457,200
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,700	417,500	458,700
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,700	419,500	460,200
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,700	421,500	461,700
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,700	371,800	423,600	463,200
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,700	373,800	425,200	464,600
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,700	375,800	426,800	466,000
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,700	377,800	428,400	467,400
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,600	379,800	430,100	468,600
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,500	381,700	431,400	469,400
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,400	383,600	432,700	470,200
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,300	385,500	434,000	471,000
	33	185,800	242,100	282,700	328,600	357,200	387,300	435,300	471,800
	34	187,300	243,600	284,600	330,600	359,000	389,000	436,600	472,600
	35	188,800	245,100	286,500	332,700	360,800	390,700	437,900	473,400
	36	190,300	246,700	288,400	334,800	362,600	392,400	439,100	474,200
	37	191,600	248,000	290,100	336,700	364,500	394,100	440,400	475,000
38	192,900	249,600	291,900	338,700	365,900	395,300	441,300	475,800	

39	194,200	251,200	293,700	340,700	367,400	396,500	442,200	476,600
40	195,500	252,800	295,500	342,700	368,900	397,700	443,100	477,400
41	196,900	254,200	297,400	344,600	370,400	398,900	443,900	478,200
42	198,200	255,600	299,100	346,500	371,600	400,100	444,700	478,900
43	199,500	257,000	300,800	348,400	372,800	401,300	445,500	479,700
44	200,800	258,400	302,500	350,300	374,000	402,500	446,300	480,500
45	202,000	259,700	304,200	352,200	375,000	403,500	447,100	481,300
46	203,300	261,100	305,900	353,800	375,900	404,200	447,900	
47	204,600	262,500	307,600	355,400	376,800	404,900	448,700	
48	205,900	263,900	309,300	357,000	377,700	405,600	449,500	
49	207,100	265,200	310,800	358,700	378,700	406,400	450,100	
50	208,200	266,400	312,400	359,900	379,500	407,100	450,900	
51	209,300	267,700	314,000	361,100	380,300	407,800	451,700	
52	210,400	269,000	315,600	362,300	381,100	408,500	452,500	
53	211,600	270,100	317,300	363,300	382,000	409,300	453,100	
54	212,600	271,400	318,900	364,400	382,700	410,000	453,900	
55	213,600	272,700	320,500	365,400	383,400	410,700	454,700	
56	214,600	274,000	322,100	366,500	384,100	411,400	455,500	
57	215,400	275,200	323,600	367,400	384,800	412,100	456,100	
58	216,400	276,300	324,800	368,100	385,500	412,800	456,900	
59	217,300	277,400	326,000	368,800	386,200	413,500	457,700	
60	218,300	278,500	327,200	369,500	386,900	414,200	458,500	
61	219,200	279,700	328,300	370,100	387,400	414,800	459,100	
62	220,200	280,700	329,300	370,800	388,100	415,500		
63	221,200	281,700	330,200	371,500	388,800	416,200		
64	222,200	282,700	331,200	372,200	389,500	416,900		
65	223,000	283,700	332,100	372,700	390,000	417,400		
66	224,000	284,600	332,900	373,400	390,700	418,000		
67	225,000	285,500	333,700	374,100	391,400	418,700		
68	226,100	286,400	334,500	374,800	392,100	419,400		
69	226,900	287,400	335,400	375,300	392,600	419,900		
70	227,700	288,200	336,100	376,000	393,300	420,600		
71	228,500	289,000	336,800	376,700	394,000	421,300		
72	229,300	289,800	337,500	377,400	394,700	422,000		
73	230,100	290,600	338,000	377,900	395,200	422,500		
74	230,800	291,100	338,600	378,600	395,900	423,200		
75	231,500	291,600	339,200	379,300	396,600	423,900		
76	232,200	292,100	339,800	380,000	397,300	424,600		
77	233,000	292,500	340,200	380,500	397,800	425,100		
78	233,800	292,900	340,700	381,100	398,500			
79	234,600	293,300	341,200	381,700	399,200			
80	235,400	293,700	341,700	382,300	399,900			
81	236,100	294,000	342,200	383,000	400,400			
82	236,800	294,400	342,700	383,600	401,100			
83	237,500	294,800	343,200	384,200	401,800			

84	238,200	295,200	343,700	384,800	402,500			
85	239,000	295,500	344,200	385,500	403,000			
86	239,700	295,900	344,700	386,100				
87	240,400	296,300	345,200	386,700				
88	241,100	296,700	345,700	387,300				
89	241,900	297,000	346,100	388,000				
90	242,400	297,400	346,600	388,600				
91	242,900	297,800	347,100	389,200				
92	243,400	298,200	347,600	389,800				
93	243,700	298,400	347,900	390,500				
94		298,800	348,400					
95		299,200	348,900					
96		299,600	349,400					
97		299,800	349,700					
98		300,200	350,200					
99		300,600	350,700					
100		301,000	351,200					
101		301,200	351,500					
102		301,600	351,900					
103		302,000	352,300					
104		302,400	352,700					
105		302,600	353,200					
106		303,000	353,600					
107		303,400	354,000					
108		303,800	354,400					
109		304,000	354,900					
110		304,400	355,300					
111		304,800	355,700					
112		305,200	356,100					
113		305,400	356,600					
114		305,800						
115		306,200						
116		306,600						
117		306,800						
118		307,100						
119		307,400						
120		307,700						
121		308,100						
122		308,400						
123		308,700						
124		309,000						
125		309,400						
再任用 職員	186,500	214,200	258,600	278,900	294,500	320,600	363,600	398,000

第2条 香芝市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「100分の140」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の140」を「100分の125」に、「100分の75」を「100分の65」に、「100分の80」を「100分の85」に改める。

第16条第2項第2号中「、6月に支給する場合には」及び「、12月に支給する場合には100分の40」を削る。

(香芝市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 香芝市の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第10号)の一部を次のように改正する。

附則第8項中「給料月額に」を「給料月額(香芝市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年条例第17号。以下「平成21年改正条例」という。))の施行の日において平成21年改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)」に、「職員(」を「もの(」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の香芝市の一般職の職員の給与に関する条例第15条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで又は第18条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成21年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員(香芝市の一般職の職員の給与に関する条例第17条の3に規定する職員を除く。以下この項において同じ。))以外の者又は職員であつて適用される給

料表の職務の級及び号給がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同年4月1日に減額改定対象職員であった者で任用の事情を考慮して市長が規則で定めるものを除く。）にあっては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち市長が規則で定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び管理職手当の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の市長が規則で定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して市長が規則で定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

職務の級	号給
1級	1号給から56号給まで
2級	1号給から24号給まで
3級	1号給から8号給まで

(2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者（任用の事情を考慮して市長が規則で定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額
(規則への委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

4 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和43年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条の3中「及び当該職員の所有に係る住宅のうち当該職員その他管理者が認める者によって新築され、又は購入された住宅であつて、当該新築又は購入の日から起算して5年を経過していないものに居住している職員で世帯主であるもの」を削る。

香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年11月30日

香芝市長 梅田善久

香芝市条例第18号

香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

第1条 香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「、「100分の160」を「、「100分の150」に改める。

附則に次の1項を加える。

（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

4 平成21年12月に支給する期末手当に関する第4条第2項の規定の適用については、同項ただし書中「100分の175」とあるのは、「100分の165」とする。

第2条 香芝市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項ただし書中「100分の140」を「100分の125」に改める。

附 則

この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

平成21年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

香芝市長 梅田善久

香芝市規則第14号

平成21年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則
(趣旨)

第1条 この規則は、香芝市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成21年条例第17号。以下「改正条例」という。)附則第2項に規定する平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(減額改定対象職員となった者の改正条例附則第2項第1号の給料等の月額
の算定の基準となる日の特例)

第2条 改正条例附則第2項第1号の市長が規則で定めるものは、平成21年4月1日から同年12月1日(同月に支給する期末手当について改正条例第1条の規定による改正後の香芝市の一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第32号。以下「給与条例」という。)第15条第1項後段又は第18条第6項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。)までの期間の全期間が職員(給与条例第17条の3に規定する職員を除く。以下同じ。)として在職した期間又は人事交流等により次に掲げる者として勤務した期間である者とする。

(1) 教育長

(2) 企業職員(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第15条に規定する職員をいう。)

(3) 技能労務職員(技能労務職員の給与に関する条例(昭和41年条例第5号)の適用を受ける者をいう。)

(4) 特別職に属する職員

(5) 国家公務員

(6) 他の地方公共団体の職員

2 改正条例附則第2項第1号の市長が規則で定める日は、平成21年4月2日(同日から基準日までの期間において新たに職員となった日(当該期間において、職員が人事交流等により引き続いて前項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となった場合における当該日を除く。))がある場合は当該日(当該日が2以上あるときは、

当該日のうち最も遅い日)) から基準日までの期間における減額改定対象職員(改正条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員をいう。以下同じ。)となった日のうち最も早い日とする。

(在職しなかった期間等がある職員の改正条例附則第2項第1号の月数の算定)

第3条 改正条例附則第2項第1号の市長が規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

(1) 職員として在職しなかった期間(基準日まで引き続いて在職した期間以外の在職した期間であって、平成21年4月1日から基準日までの間において、職員が人事交流等により引き続いて前条第1項各号に掲げる者となり、引き続き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続いて職員となり、基準日まで引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引き続き在職した期間以外のものを含む。)

(2) 休職期間(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。))第28条第2項の規定により休職にされていた期間(給料の全額を支給された期間を除く。)をいう。)、専従休職期間(法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。)、大学院修学休業期間(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間をいう。)、育児休業期間(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。))第2条の規定により育児休業をしていた期間をいう。)
又は育児短時間勤務等期間(育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしていた期間をいう。)

(3) 停職期間(法第29条の規定により停職にされていた期間をいう。)

(4) 法第38条第1項の規定による許可を得て勤務しなかったことにより給与を減額された期間又は香芝市の職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年条例第1号)第15条第3項、香芝市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第3号)第21条、香芝市の職員の修学部分休業に関する条例(平成17年条例第3号)第3条若しくは香芝市の職員の高齢者部分休業に関する条例(平成17年条例第4号)第3条の規定により給与を減額された期間

(5) 給与条例第9条の規定により給与を減額された期間

(6) 減額改定対象職員以外の職員であった期間

2 改正条例附則第2項第1号の市長が規則で定める月数は、平成21年4月

からこの規則の施行の日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

- (1) 前項第1号、第2号、第4号又は第6号に掲げる期間のある月
- (2) 前項第3号又は第5号に掲げる期間のある月（前号に該当する月を除く。）であって、その月について支給された給料の額が改正条例附則第2項第1号に規定する合計額に100分の0.24を乗じて得た額（第5条において「附則第2項第1号基礎額」という。）に満たないもの
（改正条例附則第2項第2号に掲げる額を調整額に含めない職員）

第4条 改正条例附則第2項第2号の市長が規則で定める者は、平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者のうち、同日から基準日までの期間引き続き在職した者（当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により第2条第1項各号に掲げる者として勤務した期間である者を含む。）以外の者とする。

（端数計算）

第5条 附則第2項第1号基礎額又は改正条例附則第2項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（その他）

第6条 この規則に定めるもののほか、平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。
（平成17年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則の廃止）
- 2 平成17年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則（平成17年規則第24号）は、廃止する。

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

香芝市長 梅田善久

香芝市規則第15号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和32年規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条の6中「第8条第1項第1号」を「第8条第1項」に、「配偶者（）」を「職員の扶養親族たる者（条例第7条に規定する扶養親族で条例第7条の2第1項の規定による届出がされている者に限る。以下この条において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（）」に改め、「含む。以下」の次に「この条において」を加え、「（条例第7条に規定する扶養親族で条例第7条の2第1項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）」及び「及び次条第2号に掲げる住宅」を削る。

第3条の7から第3条の9までを次のように改める。

第3条の7から第3条の9まで 削除

第3条の10中「実情、住宅の所有関係等」を「実情」に、「、住宅の所有関係等に」を「等に」に改める。

第18条第1項第1号中「100分の93以上100分の150以下」を「100分の87以上100分の140以下」に改め、同項第2号中「100分の82.5以上100分の93未満」を「100分の77以上100分の87未満」に改め、同項第3号中「100分の72以上100分の82.5未満」を「100分の67以上100分の77未満」に改め、同項第4号中「100分の72未満」を「100分の67未満」に改める。

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

平成18年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

香芝市長 梅田善久

香芝市規則第16号

平成18年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成18年改正条例附則第8項から第10項までの規定による給料に関する規則（平成18年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「相当する額」の次に「（香芝市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年条例第17号）の施行の日（以下この項及び次条第1項において「基準日」という。）において同条例附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員（以下この項及び次条第1項において「減額改定対象職員」という。）である者及び基準日の翌日以降に給料表の適用を異にする異動をした職員であって切替日の前日に当該異動があったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））」を加え、同項第2号中「相当する額」の次に「（基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））」を加え、同項第3号中「附則第17項」を「附則第15項」に改め、「相当する額」の次に「（基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））」を加え、同項第4号イ中「相当する額」の次に「（基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））」を加え、同号ロ中「給料月額」の次に「に相当する額（基準日において減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に相当する額に100分の99.76を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額））」を加え、同項第5号中「応じた額」の次に「に100分の99.76を乗じて得た額」を加え、「当該額」を「当該応じた額に100分の99.76を乗じて得た額」に、「（その）」を「とし、その」に、「額）」を「額とする。））」に改める。

第5条第1項中「、市長」を「市長」に、「額）」を「額とし、当該職員以

外の職員のうち、基準日において減額改定対象職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるものにあつては当該給料月額に相当する額に、100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」に改める。

附 則

この規則は、平成21年12月1日から施行する。

技能労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年11月30日

香芝市長 梅 田 善 久

香芝市規則第17号

技能労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則

(技能労務職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 技能労務職員の給与に関する規則(昭和42年規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

給料表

職員の区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,700
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,700
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,700
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,700
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,800
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,700
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,700
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,700
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,700	371,800
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,700	373,800
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,700	375,800
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,700	377,800
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,600	379,800
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,500	381,700
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,400	383,600
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,300	385,500
	33	185,800	242,100	282,700	328,600	357,200	387,300
	34	187,300	243,600	284,600	330,600	359,000	389,000
	35	188,800	245,100	286,500	332,700	360,800	390,700
	36	190,300	246,700	288,400	334,800	362,600	392,400
	37	191,600	248,000	290,100	336,700	364,500	394,100
38	192,900	249,600	291,900	338,700	365,900	395,300	

39	194, 200	251, 200	293, 700	340, 700	367, 400	396, 500
40	195, 500	252, 800	295, 500	342, 700	368, 900	397, 700
41	196, 900	254, 200	297, 400	344, 600	370, 400	398, 900
42	198, 200	255, 600	299, 100	346, 500	371, 600	400, 100
43	199, 500	257, 000	300, 800	348, 400	372, 800	401, 300
44	200, 800	258, 400	302, 500	350, 300	374, 000	402, 500
45	202, 000	259, 700	304, 200	352, 200	375, 000	403, 500
46	203, 300	261, 100	305, 900	353, 800	375, 900	404, 200
47	204, 600	262, 500	307, 600	355, 400	376, 800	404, 900
48	205, 900	263, 900	309, 300	357, 000	377, 700	405, 600
49	207, 100	265, 200	310, 800	358, 700	378, 700	406, 400
50	208, 200	266, 400	312, 400	359, 900	379, 500	407, 100
51	209, 300	267, 700	314, 000	361, 100	380, 300	407, 800
52	210, 400	269, 000	315, 600	362, 300	381, 100	408, 500
53	211, 600	270, 100	317, 300	363, 300	382, 000	409, 300
54	212, 600	271, 400	318, 900	364, 400	382, 700	410, 000
55	213, 600	272, 700	320, 500	365, 400	383, 400	410, 700
56	214, 600	274, 000	322, 100	366, 500	384, 100	411, 400
57	215, 400	275, 200	323, 600	367, 400	384, 800	412, 100
58	216, 400	276, 300	324, 800	368, 100	385, 500	412, 800
59	217, 300	277, 400	326, 000	368, 800	386, 200	413, 500
60	218, 300	278, 500	327, 200	369, 500	386, 900	414, 200
61	219, 200	279, 700	328, 300	370, 100	387, 400	414, 800
62	220, 200	280, 700	329, 300	370, 800	388, 100	415, 500
63	221, 200	281, 700	330, 200	371, 500	388, 800	416, 200
64	222, 200	282, 700	331, 200	372, 200	389, 500	416, 900
65	223, 000	283, 700	332, 100	372, 700	390, 000	417, 400
66	224, 000	284, 600	332, 900	373, 400	390, 700	418, 000
67	225, 000	285, 500	333, 700	374, 100	391, 400	418, 700
68	226, 100	286, 400	334, 500	374, 800	392, 100	419, 400
69	226, 900	287, 400	335, 400	375, 300	392, 600	419, 900
70	227, 700	288, 200	336, 100	376, 000	393, 300	420, 600
71	228, 500	289, 000	336, 800	376, 700	394, 000	421, 300
72	229, 300	289, 800	337, 500	377, 400	394, 700	422, 000
73	230, 100	290, 600	338, 000	377, 900	395, 200	422, 500
74	230, 800	291, 100	338, 600	378, 600	395, 900	423, 200
75	231, 500	291, 600	339, 200	379, 300	396, 600	423, 900
76	232, 200	292, 100	339, 800	380, 000	397, 300	424, 600
77	233, 000	292, 500	340, 200	380, 500	397, 800	425, 100
78	233, 800	292, 900	340, 700	381, 100	398, 500	
79	234, 600	293, 300	341, 200	381, 700	399, 200	
80	235, 400	293, 700	341, 700	382, 300	399, 900	
81	236, 100	294, 000	342, 200	383, 000	400, 400	
82	236, 800	294, 400	342, 700	383, 600	401, 100	
83	237, 500	294, 800	343, 200	384, 200	401, 800	

84	238,200	295,200	343,700	384,800	402,500	
85	239,000	295,500	344,200	385,500	403,000	
86	239,700	295,900	344,700	386,100		
87	240,400	296,300	345,200	386,700		
88	241,100	296,700	345,700	387,300		
89	241,900	297,000	346,100	388,000		
90	242,400	297,400	346,600	388,600		
91	242,900	297,800	347,100	389,200		
92	243,400	298,200	347,600	389,800		
93	243,700	298,400	347,900	390,500		
94		298,800	348,400			
95		299,200	348,900			
96		299,600	349,400			
97		299,800	349,700			
98		300,200	350,200			
99		300,600	350,700			
100		301,000	351,200			
101		301,200	351,500			
102		301,600	351,900			
103		302,000	352,300			
104		302,400	352,700			
105		302,600	353,200			
106		303,000	353,600			
107		303,400	354,000			
108		303,800	354,400			
109		304,000	354,900			
110		304,400	355,300			
111		304,800	355,700			
112		305,200	356,100			
113		305,400	356,600			
114		305,800				
115		306,200				
116		306,600				
117		306,800				
118		307,100				
119		307,400				
120		307,700				
121		308,100				
122		308,400				
123		308,700				
124		309,000				
125		309,400				
再任用職員	186,500	214,200	258,600	278,900	294,500	320,600

(技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 技能労務職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年規則第3号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「給料月額に」を「給料月額（技能労務職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成21年規則第17号）の施行の日において給与規則第6条第2項の規定によりその例によることとされる香芝市の一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成21年条例第17号）附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員である者にあつては、当該給料月額に100分の99.76を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に」に、「職員（」を「もの（」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。
（香芝市の一般職の職員の給与に関する条例の規定の適用）
- 2 この規則の適用については、香芝市の一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第32号）の適用を受ける職員の例による。
（その他）
- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

香芝市告示第 137 号

平成 21 年度国民健康保険料第2期分督促状を郵送すべきところ、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので国民健康保険法第78条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平21年11月 4日

香芝市長 梅 田 善 久

送達を受けるべき者

略

(注) 地方税法第20条の2の規定により公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

香芝市告示第138号

近鉄五位堂駅、近鉄関屋駅、近鉄下田駅、JR志都美駅及びJR香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第9条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第10条第3項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成21年11月4日

香芝市長 梅田善久

- 1 撤去理由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤去年月日 平成21年11月4日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄関屋駅、近鉄下田駅、JR志都美駅及びJR香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保管場所 香芝市自転車等保管所
- 5 引取期間 撤去日より60日間
ただし、12月29日から1月3日までは除く。
- 6 引取時間 午前9時から午後5時まで
- 7 持参物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連絡先 香芝市役所総務部地域安全課（TEL 76-2001）
香芝市自転車等保管所（TEL 79-5550）

香芝市告示第139号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、J R五位堂駅及びJ R香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第9条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第10条第3項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成21年11月6日

香芝市長 梅田善久

- 1 撤去理由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤去年月日 平成21年11月6日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、J R五位堂駅及びJ R香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保管場所 香芝市自転車等保管所
- 5 引取期間 撤去日より60日間
ただし、12月29日から1月3日までは除く。
- 6 引取時間 午前9時から午後5時まで
- 7 持参物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連絡先 香芝市役所総務部地域安全課（TEL 76-2001）
香芝市自転車等保管所（TEL 79-5550）

香芝市告示第140号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、JR志都美駅及びJR香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第9条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第10条第3項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成21年11月9日

香芝市長 梅田善久

- 1 撤去理由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤去年月日 平成21年11月9日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、JR志都美駅及びJR香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保管場所 香芝市自転車等保管所
- 5 引取期間 撤去日より60日間
ただし、12月29日から1月3日までは除く。
- 6 引取時間 午前9時から午後5時まで
- 7 持参物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連絡先 香芝市役所総務部地域安全課（TEL 76-2001）
香芝市自転車等保管所（TEL 79-5550）

香芝市告示第141号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、J R五位堂駅及びJ R香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第9条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第10条第3項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成21年11月12日

香芝市長 梅田善久

- 1 撤去理由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤去年月日 平成21年11月12日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、J R五位堂駅及びJ R香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保管場所 香芝市自転車等保管所
- 5 引取期間 撤去日より60日間
ただし、12月29日から1月3日までは除く。
- 6 引取時間 午前9時から午後5時まで
- 7 持参物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連絡先 香芝市役所総務部地域安全課（TEL 76-2001）
香芝市自転車等保管所（TEL 79-5550）

香芝市告示第142号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成21年11月13日

香芝市長 梅田善久

1 都市計画の種類

大和都市計画生産緑地地区

2 都市計画を定める土地の区域

香芝市田尻の一部

香芝市穴虫の一部

香芝市平野の一部

3 縦覧場所

香芝市役所 都市整備部 都市計画課

香芝市告示第143号

地方自治法第231条の3第1項の規定により、平成21年度介護保険料第3期督促状を郵送すべきところ、その送達を受けるべき者の所在等が不明のため送達することができないので、地方税法第20条の2第2項の規定により次のとおり公示送達します。この公示送達に係る関係書類は当市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

また、地方税法第20条の2第3項の規定により掲示を始めた日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなします。

平成21年11月18日

香芝市長 梅田善久

送達を受けるべき者

略

香芝市告示第144号

第6回香芝市議会定例会を地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条の規定により、次のとおり招集する。

平成21年11月20日

香芝市長 梅田善久

- 1 期日 平成21年11月30日
- 2 場所 香芝市役所 議場

香芝市告示第145号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、J R五位堂駅及びJ R香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第9条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第10条第3項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成21年11月20日

香芝市長 梅田善久

- 1 撤去理由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤去年月日 平成21年11月20日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、J R五位堂駅及びJ R香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保管場所 香芝市自転車等保管所
- 5 引取期間 撤去日より60日間
ただし、12月29日から1月3日までは除く。
- 6 引取時間 午前9時から午後5時まで
- 7 持参物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連絡先 香芝市役所総務部地域安全課（TEL 76-2001）
香芝市自転車等保管所（TEL 79-5550）

香芝市告示第146号

近鉄五位堂駅、近鉄関屋駅、近鉄下田駅、J R志都美駅及びJ R香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第9条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第10条第3項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成21年11月24日

香芝市長 梅田善久

- 1 撤去理由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤去年月日 平成21年11月24日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄関屋駅、近鉄下田駅、J R志都美駅及びJ R香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保管場所 香芝市自転車等保管所
- 5 引取期間 撤去日より60日間
ただし、12月29日から1月3日までは除く。
- 6 引取時間 午前9時から午後5時まで
- 7 持参物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連絡先 香芝市役所総務部地域安全課（TEL 76-2001）
香芝市自転車等保管所（TEL 79-5550）

香芝市告示第147号

近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、J R志都美駅及びJ R香芝駅の各自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車及び原動機付自転車は、次のとおり香芝市自転車等の放置防止に関する条例第9条により、撤去し保管しています。所有者の方は、至急引取りに来て下さい。

なお、引取りのない場合は、同条例第10条第3項の規定に基づき、当該自転車等を処分します。

平成21年11月26日

香芝市長 梅田善久

- 1 撤去理由 香芝市自転車等の放置防止に関する条例
- 2 撤去年月日 平成21年11月26日
- 3 撤去対象区域 近鉄五位堂駅、近鉄下田駅、近鉄二上駅、J R志都美駅及びJ R香芝駅の各自転車等放置禁止区域内
- 4 保管場所 香芝市自転車等保管所
- 5 引取期間 撤去日より60日間
ただし、12月29日から1月3日までは除く。
- 6 引取時間 午前9時から午後5時まで
- 7 持参物 自転車等の鍵、印鑑、移動・保管費及び引取人の住所・氏名が確認できるもの（運転免許証、学生証等）
- 8 連絡先 香芝市役所総務部地域安全課（TEL 76-2001）
香芝市自転車等保管所（TEL 79-5550）

香芝市告示第148号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき下記のとおり公示します。

なお、関係図書は平成21年12月1日から2週間、香芝市都市整備部下水道課に備え置いて公衆の縦覧に供します。

平成21年11月30日

香芝市長 梅田善久

1 公共下水道の供用開始及び下水の処理を開始する年月日

平成21年12月15日

2 公共下水道の供用開始及び下水の処理を開始する区域

香芝市高地区の一部、上中地区の一部、今泉地区の一部、逢坂4丁目地区の一部、逢坂5丁目地区の一部、北今市4丁目地区の一部、北今市5丁目地区の一部、穴虫地区の一部、鎌田地区の一部、良福寺地区の一部、下田東5丁目地区の一部、五ヶ所地区の一部

3 供用開始する排水施設の位置

(1) 高地区

枝線

管路番号	起 点	終 点
5184	香芝市高36-1	香芝市高30
5185	香芝市高29	香芝市高29
5186	香芝市高48-1	香芝市高28

(2) 上中地区

香芝第2污水幹線

管路番号	起 点	終 点
4293-1	香芝市上中774-1	香芝市上中774-1

(3) 今泉地区

枝線

管路番号	起 点	終 点
5072	香芝市今泉676-2	香芝市今泉658
5074	香芝市今泉674-14	香芝市今泉662-5

(4) 逢坂4丁目地区

枝線

管 路 番 号	起 点	終 点
4 2 0 5	香芝市逢坂4丁目893-8	香芝市逢坂4丁目893-7

(5) 逢坂5丁目地区

枝線

管 路 番 号	起 点	終 点
4 2 0 5	香芝市逢坂5丁目885	香芝市逢坂5丁目886-5
	香芝市逢坂5丁目868	香芝市逢坂5丁目891-8

(6) 北今市4丁目地区

香芝第2污水幹線

管 路 番 号	起 点	終 点
4 2 8 6	香芝市北今市4丁目313-1	香芝市北今市4丁目313-1

(7) 北今市5丁目地区

枝線

管 路 番 号	起 点	終 点
4 0 9 7 - 2	香芝市北今市5丁目520-1	香芝市北今市5丁目528-1

(8) 穴虫地区

枝線

管 路 番 号	起 点	終 点
4 5 6 5	香芝市穴虫812-1	香芝市穴虫837-11
	香芝市穴虫850-1	香芝市穴虫850-15

(9) 鎌田地区

枝線

管 路 番 号	起 点	終 点
3 3 4 6	香芝市鎌田438-25	香芝市鎌田438-66

(10) 良福寺地区

枝線

管 路 番 号	起 点	終 点
0 0 8 7	香芝市良福寺83-6	香芝市良福寺87-6

(11) 下田東5丁目地区

枝線

管 路 番 号	起 点	終 点
3 1 6 8 - 2	香芝市下田東5丁目720-5	香芝市下田東5丁目720-21

(12) 五ヶ所地区

枝線

管 路 番 号	起 点	終 点
3782	香芝市五ヶ所444-1	香芝市五ヶ所444-14

4 供用開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分 流 式

5 終末処理場の位置及び名称
奈良県北葛城郡広陵町大字萱野533番地
奈良県第二浄化センター

香芝市告示第 149 号

平成 21 年度国民健康保険料第3期分督促状を郵送すべきところ、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので国民健康保険法第78条及び地方税法第20条の2の規定により公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、当市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成 21 年 11 月 30 日

香芝市長 梅 田 善 久

送達を受けるべき者

略

(注) 地方税法第20条の2の規定により公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

香芝市選挙管理委員会告示第42号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第23条第1項及び第30条の7第1項の規定により、縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名及び住所等を記載した書面並びに在外選挙人名簿に登録した者の氏名及び経由領事官の名称等を記載した書面を、平成21年12月3日から同年12月7日までの間、毎日午前8時30分から午後5時まで、次の場所で縦覧に供する。

平成21年11月27日

香芝市選挙管理委員会

委員長 黒 松 健

縦覧場所 香芝市役所 4階 香芝市選挙管理委員会事務局

香芝市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成21年11月26日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 黒松 康至

- 1 対 象 総務部(財政課及び税務課)
- 2 執 行 平成21年10月28日
- 3 方 法 財務に関する事務の執行状況について、提出された資料を検討し関係諸帳簿との照合及び内容を審査したほか、関係職員の説明を聴取する方法で実施した。
- 4 結 果 財務に関する事務及び事業の執行については、概ね妥当に処理されていると認められた。
- 5 意 見 所管部局に係るものだけでなく各種団体に対する補助金等の交付については、長期間にわたる交付により既得権化のおそれもあるため、法第232条の2の原則に立ち戻り、抜本的な改革に当たりたい。また、市の歳入の根幹をなす税収入に係る賦課及び減免については、公平性・整合性の確保の観点からも今後とも厳正な取扱いを望む。

香芝市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により執行した監査の結果について、同条第9項の規定に基づき次のとおり公表します。

平成21年11月26日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 黒松 康至

- 1 対象 社会福祉法人 香芝市社会福祉協議会
- 2 執行 平成21年10月28日
- 3 方法 財務に関する事務の執行状況について、提出された資料を検討し関係諸帳簿との照合及び内容を審査したほか、関係職員の説明を聴取する方法で実施した。
- 4 結果 財務に関する事務及び事業の執行については、概ね妥当に処理されていると認められた。
- 5 意見
 - ・所管部課（保健福祉部）
補助金交付に係る手続きにおいて、補助金申請の内容を充分精査し交付決定に当たられたい。併せて補助金額の確定及び精算においては補助金等交付規則に基づき処理されるとともに、適切な指導が望まれる。
 - ・監査対象団体（社会福祉協議会）
当該団体の収入において、市から支出されている補助金に依存している現状に鑑み、自主事業の展開並びに受託事業及び会費収入による増収等、中・長期的な計画の策定により、今後自主的な収入確保の方法を考えられたい。また、社会福祉法人の設立趣旨から営利企業とは一線を画するにせよ、事業による収入を人件費等必要経費に充当する行為は、利潤を追求する行為ではないとの認識を持たれたい。
なお、改善を要する事項について、措置を講じたときは、法第199条第12項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

香芝市公告

香芝市の普通財産である次の土地を売払うため、次のとおり一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び香芝市公告式条例（昭和31年条例第1号）第4条の規定により公告します。

平成21年11月5日

香芝市長 梅 田 善 久

1 入札に付する事項

売払いをする香芝市普通財産は、次のとおりとします。

物件番号①

所在地番 香芝市五位堂三丁目436番1

地 目 宅地

地 積 公簿343.80㎡（実測343.80㎡）

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 本件の入札に参加を希望する者は、一般競争入札申込書及び誓約書により、所定の期日までに申込みして下さい。

【入札参加資格を有しない者】

次に掲げる者は、入札参加資格を有しない。

①契約を締結する能力を有しない者

②破産手続開始の決定を受けている者

③地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当する者でその事実があった後2年を経過していない者

④上記(3)に該当する者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者

⑤暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に規定する暴力団員及びその構成員

(2) 次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

①入札参加資格のない者がした入札又は委任状を提出せずに代理人がした入札

②指定の時刻までに提出しなかった入札

③所定の入札書と入札封筒によらない入札

④入札保証金を納付していない者の入札

⑤入札金額が入札保証金の20倍を超える入札

⑥入札者又はその代理人の記名押印がない入札

- ⑦代理人が入札する場合において、委任状の代理人使用印と異なる印鑑を押印した入札
- ⑧入札者又はその代理人が同一物件について一人で2枚以上の入札をした場合その全部の入札
- ⑨入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合、その双方の入札
- ⑩入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別しがたい入札
- ⑪入札金額を訂正した入札
- ⑫入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
- ⑬郵送及び電送をもって送付してきた入札
- ⑭香芝市普通財産売払い一般競争入札要領に違反した入札

3 契約条項を示す場所

入札要領、ご案内並びに申込書の配布は、平成21年11月5日から同月25日まで（土曜日及び日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで、ただし最終日は午後5時まで）香芝市役所産業建設部建設課において行います。

4 現場説明

現場説明は、次のとおり行います。

- (1) 日 時 平成21年12月1日 午前10時（時間厳守）
- (2) 場 所 香芝市五位堂三丁目436番1 売却用地内

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 平成21年12月4日 午前10時
- (2) 場 所 香芝市役所 会議室棟 第1会議室

6 入札の方法

- (1) 郵送、電送をもって送付されてきた入札は認めません。
- (2) 入札当日の受付けは、午前9時20分から行います。
- (3) 入札には、一般競争入札参加証が必要となります。
- (4) 受付けをされない場合は、入札に参加することができません。

7 最低入札価格

入札における最低入札価格は、物件番号①は、金31,980,000円とします。

8 入札保証金

入札をしようとする者は、入札前に入札保証金として、入札金額の100分の5以上（円未満切上げ）に相当する金額を入札保証金納付書により納付してください。

9 契約の締結

香芝市と落札者の売買契約は、平成21年12月11日までに香芝市役所建設課内において、土地売買契約書により締結します。

10 契約の解除条件

香芝市は、購入者が土地売買契約書で定められた事項を履行しないときは、何らの催告を要しないでこの契約を解除することが出来ることとします。特に残存家屋の解体撤去処分と購入後の土地利用制限等については、内容を十分に把握して下さい。土地売買契約書で定められた事項を履行しないときは、損害賠償請求をします。

11 所有権の移転時期

入札物件の所有権の移転時期は、売買代金を完納したときとします。

また、物件は、現状のまま引渡すものとします。

12 問い合わせ

詳しくは、香芝市役所2階産業建設部建設課（電話0745-76-2001 内線254・256）まで問い合わせ下さい。

平成21年11月18日

香芝市教育委員会公告第11号

香芝市教育委員会

委員長 船木 克容

平成21年第11回香芝市教育委員会を下記のとおり招集する。

記

1. 日 時 平成21年11月20日（金）
午後2時00分より
2. 場 所 香芝市役所 会議室棟第6会議室
3. 案 件 (1) 香芝市体育施設及び有料公園施設の指定管理者の指定について
(2) 香芝市立学校使用条例施行規則の全部改正について
(3) 香芝市公民館条例施行規則の一部を改正することについて
(4) 香芝市教育委員会後援等名義使用承認について
(5) 平成21年度全国学力・学習状況調査の結果分析の専決処分の報告及び承認について
(6) その他